



# 埼玉県報

第537号  
令和6年(2024年)  
8月2日  
金曜日

## 目次

### 告示

- 地籍調査の成果の認証 (土地水政策課)
- 埼玉県庁舎ほか73施設で使用する電気に関する落札者等の公示 (管財課)
- 業務用デジタルシネマカメラシステムに関する入札公告 (入札課)
- 埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示 (入札審査課)
- 桶川都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧 (みどり自然課)
- 神川町土地改良区の役員退任届 (本庄農林振興センター)
- 幸手都市計画道路事業の事業計画の変更認可 (道路街路課)
- 和光都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課)
- 蓮田市高虫西部土地区画整理組合の定款の変更 (市街地整備課)
- 県道蓮田鴻巣線の供用の開始 (杉戸県土整備事務所)

# 告示

## 埼玉県告示第八百八十九号

加須市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和六年八月二日

埼玉県知事 大野 元裕

加須市	令和四年度	地籍図二十九枚	柳生一地区（麦倉	令和六年七月
	令和五年度	地籍簿一冊	の一部、柳生の一	二十三日
			部）	

# 告 示

## 埼玉県告示第八百九十号

本庄市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和六年八月二日

埼玉県知事 大野 元裕

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った地区	認証
本庄市	令和四年度	地籍図八枚	令和六年七月
	令和五年度	地籍簿二冊	令和六年七月二十三日
		銀座二丁目外第一地区（銀座二丁目の一部、本庄一丁目の一部）	
		（丁目の一部）	

# 告示

## 埼玉県告示第八百九十一号

飯能市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和六年八月二日

埼玉県知事 大野 元裕

飯能市	令和四年度	地籍図二十四枚	中山第一地区（大字中山の一部）	令和六年七月
調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地区	認証日

# 告示

## 埼玉県告示第八百九十二号

横瀬町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和六年八月二日

埼玉県知事 大野 元裕

横瀬町	令和四年度	地籍図五枚	横瀬一地区（大字横瀬の一部）	令和六年七月
調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った地区	調査を行った年月日	証

# 告示

## 埼玉県告示第八百九十三号

横瀬町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和六年八月二日

埼玉県知事 大野 元裕

横瀬町	令和元年度	地籍図十三枚	拾壹番二地区（大	令和六年七月
	令和四年度	地籍簿一冊	字横瀬の一部）	二十三日
	令和五年度			

# 告示

## 埼玉県告示第八百九十四号

小川町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和六年八月二日

埼玉県知事 大野 元裕

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った地区	認証年月日
小川町	令和四年度	地籍図三十三枚 青山四地区（大字 青山の一部）	令和六年七月 二十三日
	令和五年度	地籍簿一冊	

# 告示

## 埼玉県告示第八百九十五号

川口市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第二項の規定により、街区境界調査成果として認証したので、同法第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和六年八月二日

埼玉県知事 大野 元裕

川口市	調査を行った者の名称
令和五年度	調査を行った時期
街区境界調査 図十九枚 街区境界調査 簿一冊	成果の名称
青木一地区（青木二丁目）	調査を行った地区
令和六年七月二十三日	認証年月日

# 告示

## 埼玉県告示第八百九十六号

川口市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第二項の規定により、街区境界調査成果として認証したので、同法第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和六年八月二日

埼玉県知事 大野 元裕

川口市	調査を行った者の名称
令和五年度	調査を行った時期
街区境界調査 図二十枚 街区境界調査 簿一冊	成果の名称
中央六地区（青木一丁目）	調査を行った地区
令和六年七月二十三日	認証年月日

# 告示

## 埼玉県告示第八百九十七号

川口市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第二項の規定により、街区境界調査成果として認証したので、同法第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和六年八月二日

埼玉県知事 大野 元裕

川口市	調査を行った者の名称
令和五年度	調査を行った時期
街区境界調査 図二十一枚 街区境界調査 簿一冊	成果の名称
中央九地区（並 木元町、幸町三 丁目の一部）	調査を行った地区
令和六年七月 二十三日	認証年月日

# 告 示

## 埼玉県告示第八百九十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年八月二日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び予定数量

埼玉県庁舎ほか73施設で使用する電気 予定使用電力量34,891,326キロワット  
時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部管財課電気施設担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1  
号

3 落札者を決定した日

令和6年6月19日

4 落札者の氏名及び住所

ミツウロコグリーンエネルギー株式会社 東京都中央区日本橋2丁目11番2号

5 落札金額

910,084,632円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和6年4月23日

# 告 示

## 埼玉県告示第八百九十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和六年八月二日

埼玉県知事 大野 元裕

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

業務用デジタルシネマカメラシステム 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 納入期限

令和7年3月21日（金）

### (4) 納入場所

埼玉県川口市上青木3丁目12番63号 彩の国ビジュアルプラザ

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和4年埼玉県告示第747号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

## 3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場

所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課総務・物品調達担当 柳田 電話048-830-5780（直通） 電子メールa2720-01@pref.saitama.lg.jp

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年9月19日（木）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年9月18日（水）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年9月19日（木）午前10時まで

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札課 令和6年9月19日（木）午前10時10分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和6年9月4日（水）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和6年8月9日（金）午後5時までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Name and Quantity of Products to Be Purchased:

Digital Cinema Camera System for Professional Use

(2) Deadline for Submissions:

By Electronic Bidding System: 10:00 am, Thursday, September 19, 2024

By Registered Mail: 5:00 pm, Wednesday, September 18, 2024

In Person: 10:00 am, Thursday, September 19, 2024

(3) Contact Information:

General Affairs and Supplies Procurement Group, Bidding Services  
Division,

Department of General Affairs, Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,

Saitama-ken 330-9301, Japan

Phone: 048-830-5780

## 告 示

### 埼玉県告示第九百号

埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年八月二日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成六年埼玉県告示第千八百号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表A級の項中「二億五、〇〇〇万円」を「三億七、五〇〇万円」に改め、同表B級の項中「六、〇〇〇万円」を「九、〇〇〇万円」に、「一億円」を「一億五、〇〇〇万円」に、「五、〇〇〇万円」を「七、五〇〇万円」に、「四、〇〇〇万円」を「六、〇〇〇万円」に改め、同表C級の項中「三、〇〇〇万円」を「四、五〇〇万円」に、「四、〇〇〇万円」を「六、〇〇〇万円」に、「一、五〇〇万円」を「二、五〇〇万円」に、「一、〇〇〇万円」を「一、五〇〇万円」に改め、同表D級の項中「一、〇〇〇万円」を「一、五〇〇万円」に、「一、三〇〇万円」を「二、〇〇〇万円」に改める。

#### 附 則

この告示は、令和七年一月一日から施行し、改正後の埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程の規定は、同日以後に公告する一般競争入札又は公示する指名競争入札から適用する。

## 告 示

### 埼玉県告示第九百一号

桶川市から桶川都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和六年八月二日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第九百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、  
神川町土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出  
があった。

令和六年八月二日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	榊 豊彦	埼玉県児玉郡神川町大字八日市二千五百五十八番地

## 告 示

### 埼玉県告示第九百三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成三十一年埼玉県告示第四十三号で告示した幸手都市計画道路事業（杉戸町施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和六年八月二日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 事業施行期間

平成三十一年一月十八日から令和六年八月五日まで

#### 二 変更に係る事業地

##### イ 収用の部分

変更なし

##### ロ 使用の部分

変更なし

## 告 示

### 埼玉県告示第九百四号

和光市から和光都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和六年八月二日

埼玉県知事 大野 元裕

# 告 示

## 埼玉県告示第九百五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

令和六年八月二日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 組合の名称

蓮田市高虫西部土地区画整理組合

### 二 事業施行期間

令和六年五月十七日から令和十三年三月三十一日まで

### 三 施行地区

埼玉県蓮田市大字高虫字正御地、字高都原及び字前野の各一部

### 四 事務所の所在地

埼玉県蓮田市大字黒浜二千七百九十九番一

### 五 設立認可の年月日

令和六年五月十七日

### 六 変更の内容

第十条中「理事五人」を「理事七人」に変更する。

### 七 変更認可の年月日

令和六年八月二日

## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年八月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年八月二日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 荒 井 正 之

<p>蓮田鴻巣線</p>	<p>路線名</p>
<p>蓮田市東五丁目三九四六番一地先から 同市東五丁目三九五九番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分 に限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和六年八月二日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成三十年十一月二十七日付け埼玉県 杉戸県土整備事務所長告示第十八号で告 示した道路予定区域の一部供用開始であ る。 延長 一九五・〇〇メートル</p>	<p>備考</p>